

作業環境試料採取費(粉塵室外)1か所当たり D-13 代価表

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
試料採取	時間				E-6代価表
計					

特記仕様書

委託名 環境分析業務委託

委託箇所 古利根川水循環センター（久喜市吉羽地内）ほか

委託期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月12日

公益財団法人埼玉県下水道公社

- 1 適用範囲 この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定めるものとする。
- 2 概要 本委託は、古利根川水循環センター、清久中継ポンプ場、河原井中継ポンプ場、東中継ポンプ場、鷺宮中継ポンプ場、栗橋中継ポンプ場、古久喜中継ポンプ場における環境関連法規制に基づく調査等を行う業務とする。
- 3 業務内容 本業務は、次の（１）から（４）に係る計量証明等の発行を行う。
- （１）臭気調査 【詳細は別紙１のとおり】
 悪臭防止法施行規則第５条に基づく特定悪臭物質の測定。悪臭防止法施行規則第１条に基づく臭気指数の算定及び同規則第６条の２に基づく臭気排出強度の算出及び埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成１３年埼玉県規則第１００号）別表第１４の備考３の規定に基づく悪臭の測定方法等。
- （２）排ガス調査 【詳細は別紙２のとおり】
 大気汚染防止法第１６条、同法施行規則第１５条に基づく、ばい煙発生施設のばい煙量、又はばい煙濃度等の測定。（焼却炉排ガスは一酸化二窒素、ガス状水銀及び粒子状水銀の測定を含む）
- （３）ダイオキシン類検査 【詳細は別紙２のとおり】
 ダイオキシン類対策特別措置法第２８条、同法施行令第４条に基づく、特定施設からの排ガス、ばいじん、燃えながら、流入下水及び放流水等に含まれるダイオキシン類の濃度測定。
- （４）作業環境調査 【詳細は別紙３のとおり】
 労働安全衛生法第６５条、同法施行令第２１条、有機溶剤中毒予防規則第２８条に基づく、有機溶剤を用いて行う試験業務の作業環境測定。
 労働安全衛生法第６５条、特定化学物質障害予防規則第３６条に基づく、古利根川水循環センターにおける廃棄物焼却施設内作業のマンガン及びその化合物作業環境測定。
 労働安全衛生規則第５９２条の２、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成２６年１月１０日付け基発０１１０第１号）に基づく、古利根川水循環センターにおける廃棄物焼却施設内作業のダイオキシン類（粉塵）作業環境測定。
- （５）調査・検査の結果に係る「評価」を行う。
- 4 調査箇所等 調査箇所住所は以下のとおりとする。
- | | |
|----------------|-------------------|
| （１）古利根川水循環センター | 久喜市吉羽 772-1 |
| （２）清久中継ポンプ場 | 久喜市清久町 8-1 |
| （３）河原井中継ポンプ場 | 久喜市河原井町 80 |
| （４）東中継ポンプ場 | 久喜市久喜東 4丁目 1375-1 |
| （５）鷺宮中継ポンプ場 | 久喜市西大輪 1317-2 |
| （６）栗橋中継ポンプ場 | 久喜市島川字中道 204-1 |
| （７）古久喜中継ポンプ場 | 久喜市古久喜字和田 191-2 |

- 5 試料採取 試料採取及び調製は、受託者が行う。ただし、ダイオキシン類検査、臭気調査に係るばいじん、燃えがら、流入下水及び放流水については委託者が行う。
- 6 調査時期及び調査頻度 調査時期及び調査頻度は以下のとおりとする。
(1) 別紙1から別紙3とし、別紙1(臭気調査)の試料採取については、複数日の採取を可能とする。
(2) 業務内容によっては、土曜、日曜、祝日並びに夜間、早朝等に調査を実施することがある。
(3) 調査頻度は増減することがある。
- 7 再調査 施設の故障、天候の急変等の不測の事態により、測定結果への重大な影響の発生又は業務の安全確保が困難な場合は、契約額の中で再調査を実施する。
- 8 ダイオキシン類検査の再委託 大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る特定計量証明事業者認定制度(MLAP)及び特定計量証明事業所登録を有しない場合は、ダイオキシン類測定を再委託可能とする。
再委託者は、上記の特定濃度に係る認定及び登録があり、計量証明を事業としている部門を有するものとする。また、業務遂行にあたっては、再委託者の事業規定に沿って行うこととする。
- 9 結果の提出書式と期限 ダイオキシン類検査の結果は、試料の受渡し日(受託者が採取した場合は採取日)から起算して45日以内とする。ただし、45日目次が次の日に当たる場合は、これ以降の最初の公社業務日とする。
(1) 土曜、日曜
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 12月29日～31日及び1月2日までの日
また、3業務内容(1)「臭気調査」及び(3)「ダイオキシン類検査」は、別紙1-3、1-4及び2-3に示す書面の他に同書式での電子データ(MS-Excel形式)も併せて提出する。
- 10 速報 「臭気調査」においては結果が関連法規制の基準を満足する、しないにかかわらず、直ちに測定結果を速報する。それ以外は結果が関連法規制の基準を満足しない場合に直ちに測定結果を速報する。
なお、速報の様式については指定しないが、報告項目については「9 結果の提出書式と期限」の書式の内容とする。
- 11 損害賠償 受託者の責に帰すべき理由により当社または第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償するものとする。
- 12 安全管理 受託者は、委託業務履行に当たり、次の事項に注意しなければならない。

及び注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働安全衛生法の定めを遵守すること。 (2) 管理施設内の作業に当たっては、回転機器、過熱機器の位置及び特性を理解し、事故の発生を未然に防止すること。 (3) 外部との連絡が遮断される作業場については、一名での作業を行わないこと。 (4) 指定場所以外では喫煙しないこと。
13 環境配慮 への取組 み	<p>環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域住民への信頼性の向上を図ることを目的として、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加する。</p>
14 その他	<p>この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者が協議して定めるものとする。</p>

臭気調査業務内容(1/2)

1. 測定箇所、仕様等

No.	場所	名称	測定状況	地域と地域区分 ※1	規制値 ※2	排出口の 高さ(m)	排出口の 口径(m)	排出口の 向き※3	排出口と敷地境 界線の最短距離 (m)	周辺最大建物の 名称	周辺最大建物の 高さ(m)	最大周辺建物と 敷地境界線の最 短距離(m)		
1	水循環センター	沈砂池	平地	A区域	-	-	-	-	-	-	-	-		
2		沈砂池脱臭装置出口	測定口	A区域	26	3.3	0.43	-	-	-	-	-	-	
3		濃縮槽脱臭装置入口	測定口	A区域	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	
4		濃縮槽脱臭装置出口	測定口	A区域	30	4.3	0.32	-	-	-	-	-	-	
5		污泥焼却炉	測定口	A区域	48	25	0.60	上向き	40	污泥処理棟	16.5	31	-	
6		污泥焼却炉脱臭装置出口	測定口	A区域	37	10.4	0.25	-	-	污泥処理棟	16.5	-	-	
7		水処理脱臭装置出口(1)	測定口	A区域	29	10	0.99	-	-	-	-	-	-	
8		水処理脱臭装置出口(2)	測定口	A区域	29	10	0.99	-	-	-	-	-	-	
9		污泥処理脱臭装置入口	測定口	A区域	-	1.8	-	-	-	污泥処理棟	-	-	-	
10		污泥処理脱臭装置出口	測定口	A区域	38	11	0.45	-	-	污泥処理棟	16.5	-	-	
11		機械濃縮槽脱臭装置入口	測定口	A区域	-	2.1	-	-	-	污泥処理棟	-	-	-	
12		機械濃縮槽脱臭装置出口	測定口	A区域	38	10.9	0.35	-	-	污泥処理棟	16.5	-	-	
13		敷地境界線A	平地	A区域	15	-	-	-	-	-	-	-	-	
14		敷地境界線B	平地	A区域	15	-	-	-	-	-	-	-	-	
15		敷地境界線北側	平地	A区域	15	-	-	-	-	-	-	-	-	
16		排水水	排水	A区域	31	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	中継ポンプ場	清久	脱臭装置出口	測定口	C区域	31	3.5	0.30	-	-	-	-	-	
18			敷地境界線	平地	C区域	18	-	-	-	-	-	-	-	-
19		河原井	脱臭装置出口	測定口	C区域	36	6.2	0.30	-	-	-	-	-	-
20			敷地境界線	平地	C区域	18	-	-	-	-	-	-	-	-
21		東	脱臭装置出口	測定口	A区域	25	2.5	0.35	-	-	-	-	-	-
22			敷地境界線A	平地	A区域	15	-	-	-	-	-	-	-	-
23			敷地境界線B	平地	A区域	15	-	-	-	-	-	-	-	-
24		鷺宮	脱臭装置出口	測定口	B区域	29	2.9	0.3	-	-	-	-	-	-
25			敷地境界線A	平地	B区域	18	-	-	-	-	-	-	-	-
26			敷地境界線B	平地	B区域	18	-	-	-	-	-	-	-	-
27		栗橋	脱臭装置出口	測定口	B区域	30	9.2	3.7	-	-	栗橋中継ポンプ場	13.1	-	-
28			敷地境界線A	平地	B区域	18	-	-	-	-	-	-	-	-
29			敷地境界線B	平地	B区域	18	-	-	-	-	-	-	-	-
30		古久喜	脱臭装置出口	測定口	B区域	29	6.6	0.22	-	-	-	-	-	-
31			敷地境界線A	平地	B区域	18	-	-	-	-	-	-	-	-
32			敷地境界線B	平地	B区域	18	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 「地域」はすべて久喜市。「地域区分」は、A区域[B・C区域以外の区域]、B区域[農業振興地域]、C区域[工業地域・工業専用地域]

※2 敷地境界の臭気指数基準は「1号基準値」、それ以外は「悪臭防止法による規制値」。

敷地境界線における測定箇所選定方法は「A点：調査時の風下において、最も臭気を感じる箇所、A点、B点の間隔は敷地境界線沿いに30~100m離れた地点」とする。

※3 「上向き」、「下向き」、「横向き」、「陣笠」、「H型」等については、「上向き」以外は運動量上昇は見込まない。

臭気調査業務内容(2/2)

2. 測定項目、実施時期等

No.	場所	名称	1回目 【夏期測定】		2回目 【冬期測定】	
			流量 測定	官能 試験*	流量 測定	官能 試験*
1	水循環センター	沈砂池	-	○	-	○
2		沈砂池脱臭装置出口	-	○	-	○
3		濃縮槽脱臭装置入口	-	○	-	-
4		濃縮槽脱臭装置出口	-	○	-	○
5		污泥焼却炉	○	○	○	○
6		污泥焼却炉脱臭装置出口	-	-	-	○
7		水処理脱臭装置出口(1)	-	○	-	○
8		水処理脱臭装置出口(2)	-	○	-	○
9		污泥処理脱臭装置入口	-	○	-	-
10		污泥処理脱臭装置出口	-	○	-	○
11		機械濃縮棟脱臭装置入口	-	○	-	-
12		機械濃縮棟脱臭装置出口	-	○	-	○
13		敷地境界線A	-	○	-	○
14		敷地境界線B	-	○	-	○
15		敷地境界線(北側)	-	○	-	○
16		排水水	-	※○	-	※○
17	清久	脱臭装置出口	-	○	-	○
18		敷地境界線	-	○	-	○
19	河原井	脱臭装置出口	-	○	-	○
20		敷地境界線	-	○	-	○
21	東	脱臭装置出口	-	○	-	○
22		敷地境界線A	-	○	-	○
23		敷地境界線B	-	○	-	○
24	鶯宮	脱臭装置出口	-	○	-	○
25		敷地境界線A	-	○	-	○
26		敷地境界線B	-	○	-	○
27	栗橋	脱臭装置出口	-	○	-	○
28		敷地境界線A	-	○	-	○
29		敷地境界線B	-	○	-	○
30	古久喜	脱臭装置出口	-	○	-	○
31		敷地境界線A	-	○	-	○
32		敷地境界線B	-	○	-	○

*官能試験は「三点比較式臭袋法」とする。ただし「※」の試料については「三点比較式フラスコ法」とする。

臭気調査測定結果入力書式(官能試験結果)

-1回目【夏期測定】

No.	場所	名称	採取日と時刻 ※1	臭気指数	悪臭防止法による 規制値	悪臭防止法による 規制値の良否 ※2
1	水循環センター	沈砂池			-	-
2		沈砂池脱臭装置出口			27	
3		濃縮槽脱臭装置入口			-	-
4		濃縮槽脱臭装置出口			30	
5		汚泥焼却炉			48	
6		水処理脱臭装置出口(1)			29	
7		水処理脱臭装置出口(2)			29	
8		汚泥処理脱臭装置入口			-	-
9		汚泥処理脱臭装置出口			38	
10		機械濃縮棟脱臭装置入口			-	-
11		機械濃縮棟脱臭装置出口			38	
12		敷地境界線A			15	
13		敷地境界線B			15	
14		敷地境界線(北側)			15	
15		排水水			31	
16	清久	脱臭装置出口			31	
17		敷地境界線			18	
18	河原井	脱臭装置出口			36	
19		敷地境界線			18	
20	東	脱臭装置出口			25	
21		敷地境界線A			15	
22		敷地境界線B			15	
23	鷺宮	脱臭装置出口			29	
24		敷地境界線A			18	
25		敷地境界線B			18	
26	栗橋	脱臭装置出口			30	
27		敷地境界線A			18	
28		敷地境界線B			18	
29	古久喜	脱臭装置出口			36	
30		敷地境界線A			18	
31		敷地境界線B			18	

※1 日付の形式は「G年m月d日」とし、時刻の形式はhmmとする。

※2 「臭気指数」が「悪臭防止法による規制値」以下ならば「良」をそれ以外は「不可」を記入する。

臭気調査測定結果入力書式(官能試験結果)

-2回目【冬期測定】

No.	場所	名称	採取日と時刻 ※1	臭気指数	悪臭防止法による 規制値	悪臭防止法による 規制値の良否 ※2
1	水循環センター	沈砂池			-	-
2		沈砂池脱臭装置出口			27	
3		濃縮槽脱臭装置出口			30	
4		汚泥焼却炉			48	
5		汚泥焼却炉脱臭装置出口			37	
6		水処理脱臭装置出口(1)			29	
7		水処理脱臭装置出口(2)			29	
8		汚泥処理脱臭装置出口			38	
9		機械濃縮棟脱臭装置出口			38	
10		敷地境界線A			15	
11		敷地境界線B			15	
12		敷地境界線(北側)			15	
13		排水			31	
14	清久	脱臭装置出口			31	
15		敷地境界線			18	
16	河原井	脱臭装置出口			36	
17		敷地境界線			18	
18	東	脱臭装置出口			25	
19		敷地境界線A			15	
20		敷地境界線B			15	
21	中継ポンプ場 鶯宮	脱臭装置出口			29	
22		敷地境界線A			18	
23		敷地境界線B			18	
24	栗橋	脱臭装置出口			30	
25		敷地境界線A			18	
26		敷地境界線B			18	
27	古久喜	脱臭装置出口			36	
28		敷地境界線A			18	
29		敷地境界線B			18	

※1 日付の形式は「G年m月d日」とし、時刻の形式はh:mmとする。

※2 「臭気指数」が「悪臭防止法による規制値」以下ならば「良」をそれ以外は「不可」を記入する。

排ガス測定、ダイオキシン類検査業務内容

1. 測定項目、実施時期等

測定箇所	設置年月	焼却能力	排出ガス量 乾き最大 (m ³ N/h)	排出口 高さ(m)	測定口		測定項目	実施時期													
					高さ(m)	口径(m)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
汚泥焼却炉	平成14年9月	50(t/d)	9,095	25	21.2	Φ0.6	ばいじん	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
							塩化水素(HCl)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
							水銀(粒子状)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
							水銀(ガス状)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
							一酸化二窒素(N ₂ O)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							ダイオキシン類	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
焼却灰	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-			
流入下水	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-			
放流水	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-			
燃えがら	-	-	-	-	-	-	ダイオキシン類	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-			

2. 測定方法

測定項目	測定方法	
ばいじん量	大気汚染防止法施行規則別表第2の備考に掲げる方法	
塩化水素(HCl)	大気汚染防止法施行規則別表第3の備考に掲げる方法	
水銀(粒子状)	環境省告示第94号「排出ガス中の水銀測定法」(平成28年9月26日)、JIS K0222「排ガス中の水銀分析方法」	
水銀(ガス状)	環境省告示第94号「排出ガス中の水銀測定法」(平成28年9月26日)、JIS K0222「排ガス中の水銀分析方法」	
一酸化二窒素(N ₂ O)	定量下限値「10ppm」を確保できる方法	
ダイオキシン類	気体試料	JIS K0311「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」
	排水試料	JIS K0312「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」
焼却灰	厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年7月3日)	
燃えがら	厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年7月3日)	

ダイオキシン類の定量下限及び検出下限

対象試料		ばい煙 (基準値1及び5ng/N-m ³ 用)		排水		ばいじん(燃えがら)	
		定量下限	検出下限	定量下限	検出下限	定量下限	検出下限
		単位	ng/N-m ³	ng/N-m ³	pg/l	pg/l	ng/g
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	OCDF	0.01	0.003	0.5	0.2	0.03	0.01
ポリ塩化ジベンゾジオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.003	0.001	0.1	0.05	0.007	0.002
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	OCDD	0.01	0.003	0.5	0.2	0.03	0.01
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	3,3',4,4'-TeCB(#77)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)	0.005	0.002	0.3	0.1	0.02	0.007

測定したダイオキシン類の構成

測定実施日 _____

試料名称 _____

単位 _____

		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF				0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF				0.03	
	2,3,4,7,8-PeCDF				0.3	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF				0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF				0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾパ ーオキシン	2,3,7,8-TeCDD				1	
	1,2,3,7,8-PeCDD				1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs + PCDDs)		—	—	—	—	
コプラナー ポリ塩化ビフェ ニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)				0.0003	
	3,3',4,4'-TeCB(#77)				0.0001	
	3,3',4,4',5'-PeCB(#128)				0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)				0.03	
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)				0.00003	
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)				0.00003	
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)				0.00003	
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)				0.00003	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)				0.00003	
Total コプラナーPCB	—	—	—	—		
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、排出水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

作業環境調査業務内容

1. 有機溶剤

作業場所	対象作業	対象物質	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水質試験室	抽出作業	ヘキサン	2回/年	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
水質試験室	揮散作業	ヘキサン	2回/年	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
水質試験室	抽出作業	トルエン	1回/年	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2. マンガン及びその化合物

作業場所	形態	対象作業	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
灰ホッパ	屋内	灰積込み	2回/年	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-

3. ダイオキシン類(粉じん)

作業場所	形態	対象作業	D値	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
灰ホッパ	屋内	灰積込み	0.35	2回/年	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
炉周辺	屋外	日常点検	0.41	2回/年	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
炉内	屋内	炉内点検	2.7	1回/年	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-

※測定したD値 単位:(pg-TEQ/m³)/(mg/m³)

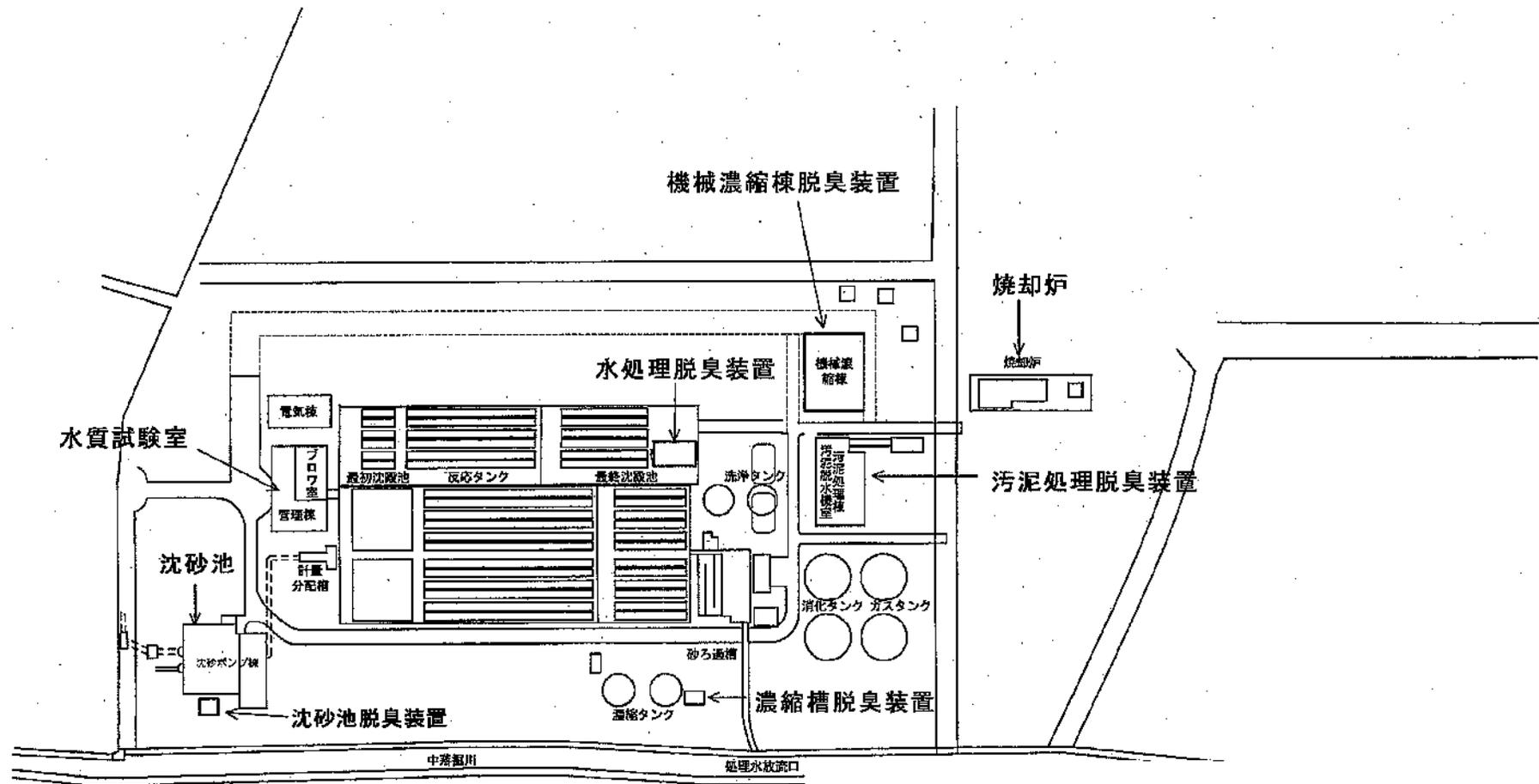
4. 測定方法

測定項目	測定方法
有機溶剤	作業環境測定基準に定める測定方法
マンガン及びその化合物	作業環境測定基準に定める測定方法
ダイオキシン類(粉じん)	「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に定める測定方法

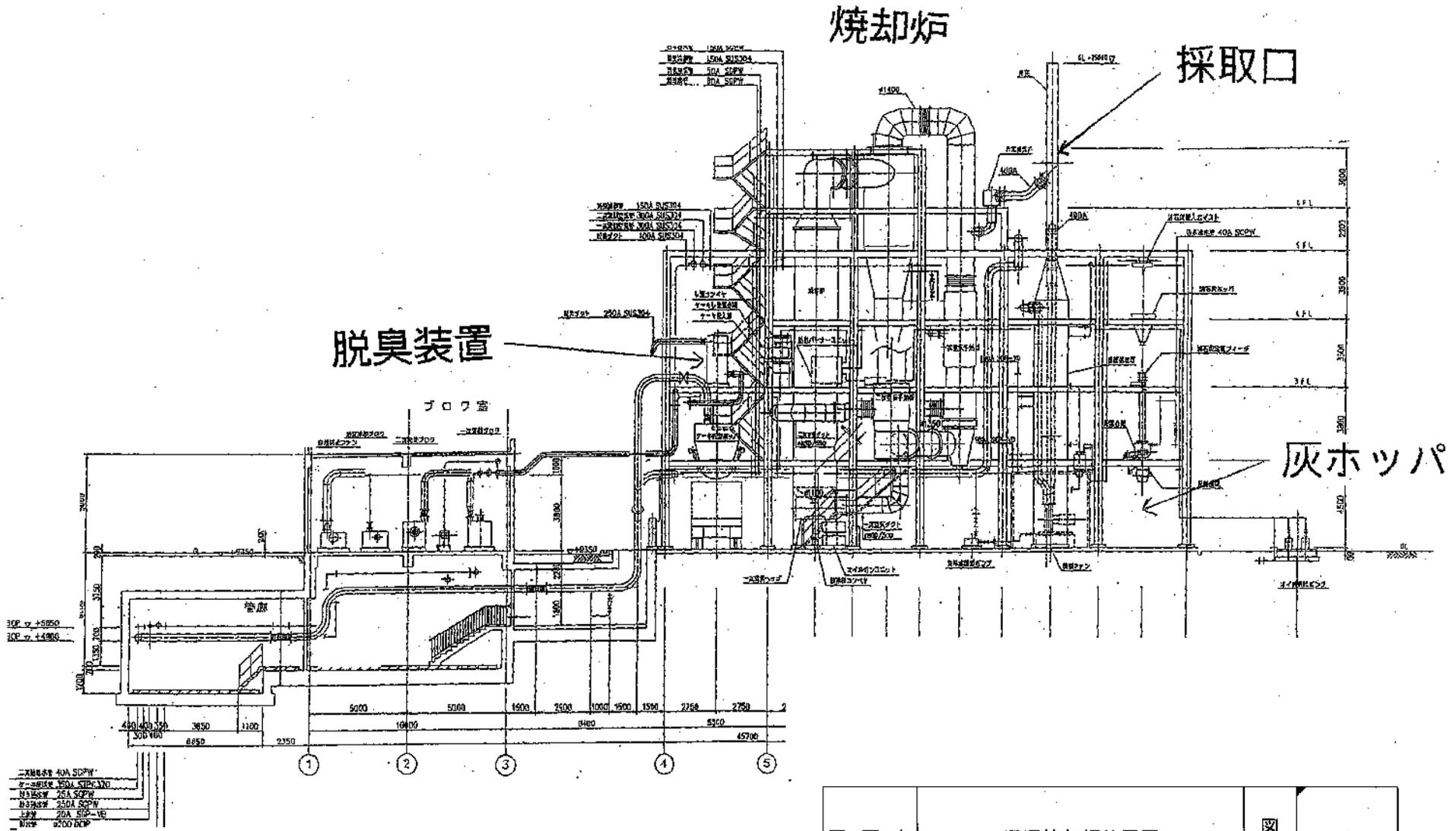
本業務は、労働安全衛生法第65条及び有機溶剤中毒予防規則第28条等に基づく水質試験の有機溶剤作業、また、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月25日 基発第401号の2)に基づく汚泥焼却炉点検等について、作業環境調査を行う。

添付図面一覧表

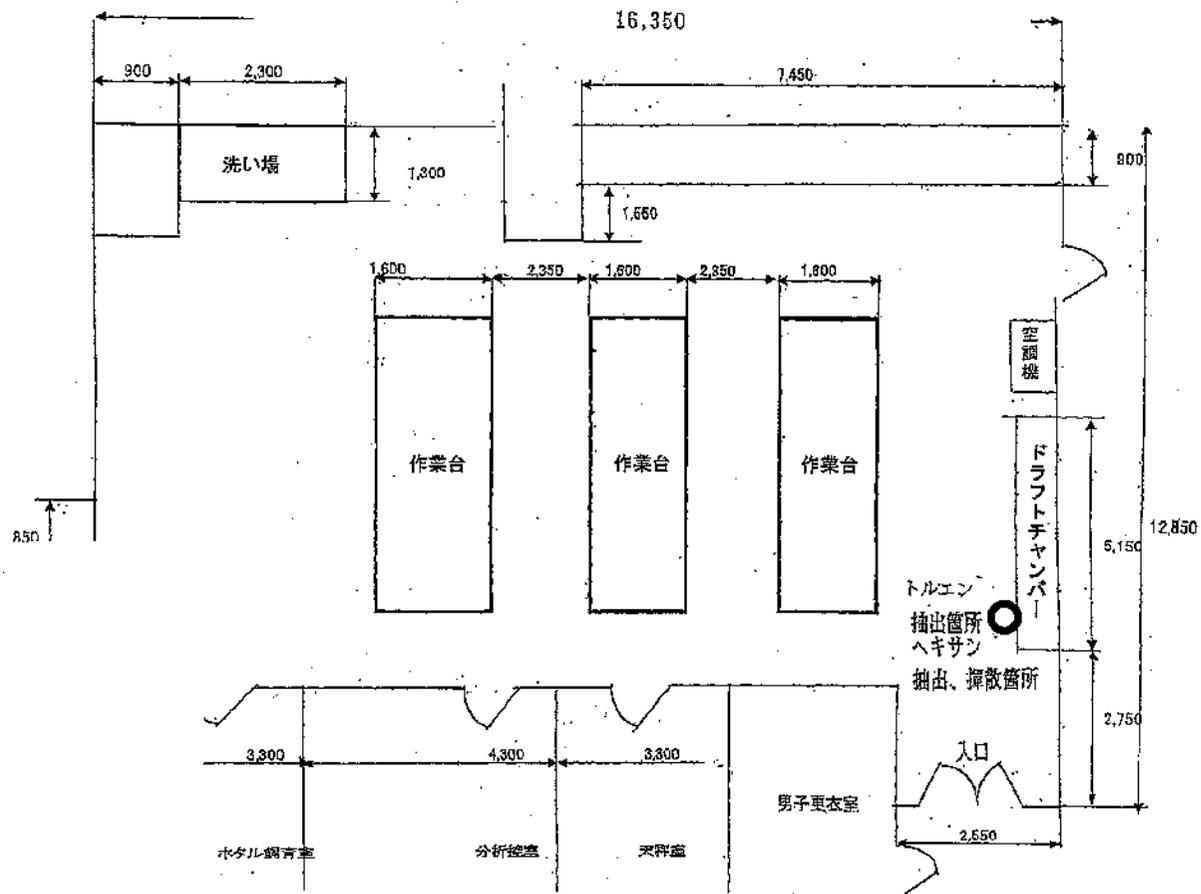
図面番号	図 面 名
1	古利根川水循環センター 平面図
2	古利根川水循環センター 汚泥焼却炉位置図
3	水質試験室平面図
4	中継ポンプ場位置図



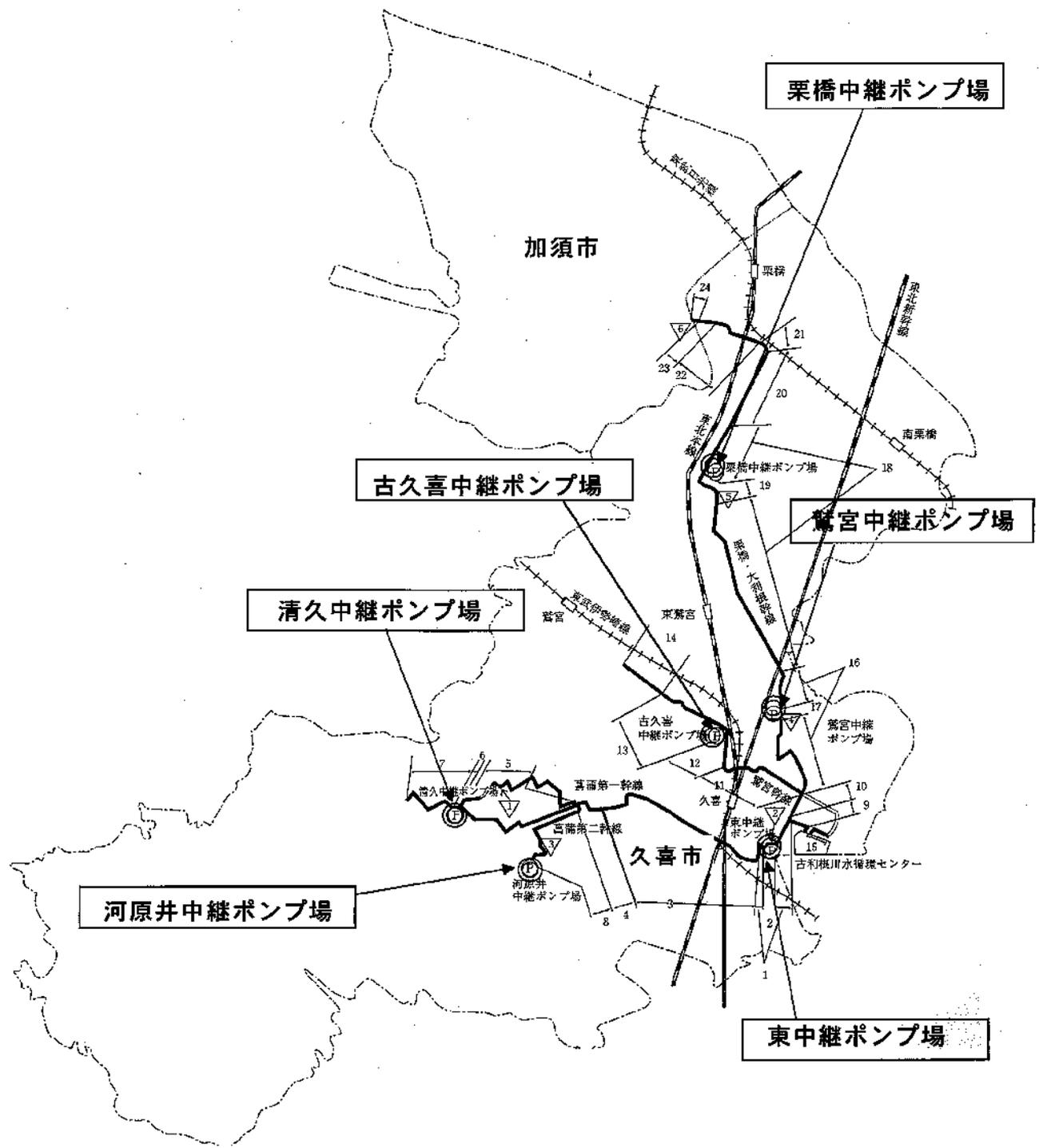
図面名	古利根川水循環センター平面図	図番	1
-----	----------------	----	---



図面名	汚泥焼却炉位置図	図番	2
-----	----------	----	---



図面名	水質試験室平面図	図番	3
-----	----------	----	---



◎ 印はポンプ場の位置

図面名	中継ポンプ場位置図	図番	4
-----	-----------	----	---